

## 船員法等関係法令違反船舶所有者(令和元年度第1／四半期(平成31年4月～令和元年6月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあつては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和元年8月13日	第三栄丸	沖合底 びき網 漁船	松本 和夫	高知県 高知市	令和元年6月26日	・法定書類等の船内備置に関する 違反 ・安全担当者及び衛生担当者の選 任等に関する違反	戒告処分 (船員法第18 条、第81条等)	四国 運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先（管轄局）

四国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官 電話087-802-6830